

駐車場事故の実態

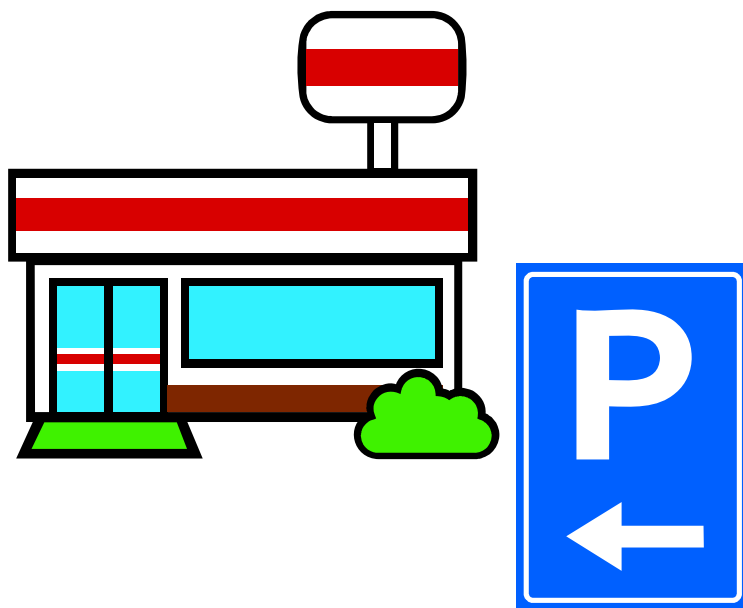


車両事故の約30%が駐車場で発生しています
小さな事故から大きなトラブルに！

駐車場管理者・所有者のみなさんへ

駐車場管理者には、駐車場が本来有すべき安全性を確保する責任があります。

無料で提供している駐車場であっても、管理責任者として責任を問われる場合もありますので、本冊子に記載の内容を参考に、未然のトラブル防止の観点からも、必要な措置を講ずることをお勧めします。



駐車場管理者の責任

1. 道路交通法の適用は？

駐車場は私有地ですが、不特定多数の人や車の自由な交通の場を使用されていれば道路交通法の適用を受けます。

したがって、公道であれば国・県・市などの管理責任、**私有地は所有者・使用者の管理責任となります。**

2. 駐車場内での自動車の接触事故の責任は？

駐車場管理者は、駐車場管理規定等に基づき、駐車場の管理・運営を適切に行うことが求められます。

駐車場の管理や駐車場内に設置した工作物(コンクリート・ブロック塀や自動販売機等)に瑕疵がある場合は、駐車場設置者・管理者として責任を問われることもあります。

3. どのような場合に責任を問われる可能性があるのか？

例えば、駐車場の出入り口が極端に狭いなどの理由により接触事故が多く発生しているとか、頻繁に出入りする車があり**交通整理が必要なのに、それをしていなかった場合は、駐車場設置者・管理者が責任を問われる場合も考えられます。**

土地の工作物については、民法717条「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。」とされています。

※駐車場の管理の瑕疵を原因として、駐車場の管理者等が損害賠償責任を問われた例があります。

4. 「駐車場内の事故には一切責任を負いません」という

看板を出しているが？

駐車場管理に問題があれば、看板の記載にかかわらず責任を問われるおそれがあります。

例えば、消費者契約法には「事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効」が明記されています。

駐車場の管理者は、本来有すべき安全性を確保するような措置を講ずる必要があります。

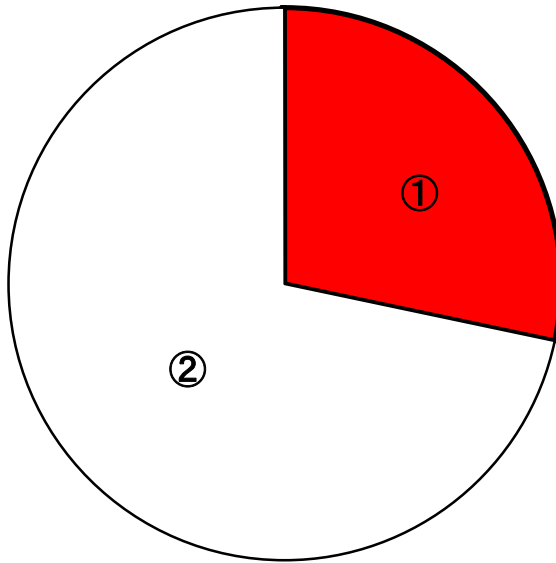
駐車場内における事故の実態

(H25.5日本損害保険協会東北支部モータリング調査結果)

1. 事故発生場所

車両事故（「保険事故」以下同じ。）の約30%は、**駐車場で発生しています。**

駐車場内事故の割合



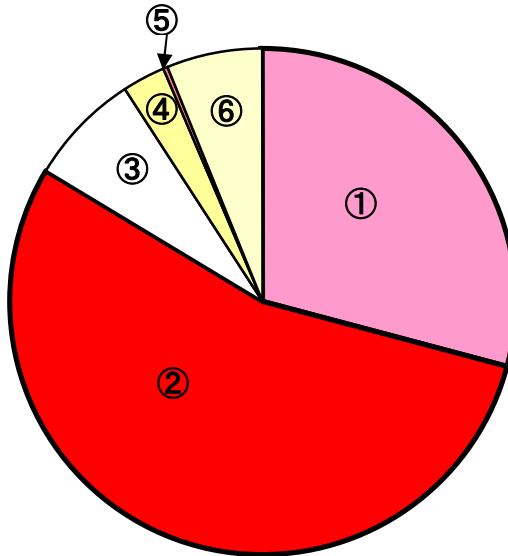
事故発生場所	H24	H23
①駐車場内	28.3	31.8
②道路上その他	71.7	68.2

2. 事故の実態

駐車場内の施設物との接触による事故が約30%、車同士の接触・衝突事故が約55%、この2つの原因による事故が大部分をしめています。

駐車場で車両事故の傾向として、施設物との接触事故が、道路等での事故と比べ約1割も高いという特徴があります。

駐車場内事故の概要



車両事故の概要	駐車場	道路等
①施設との接触 ※壁・フェンス・街灯等	29.5	21.6
②自動車同士	54.9	61.7
③落書き・飛来物等	7.4	8.4
④当て逃げ	2.8	0.8
⑤盗難	0.2	0.0
⑥その他	5.3	7.4

駐車場内の事故のパターン

1. 駐車・発進する際に左右の駐車車両へ接触する。



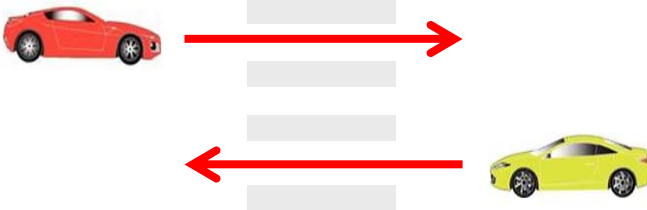
2. 駐車・発進する際に駐車場を走行する他の車両や歩行者・看板などの構造物と接触する。



一般道と駐車場内の違い

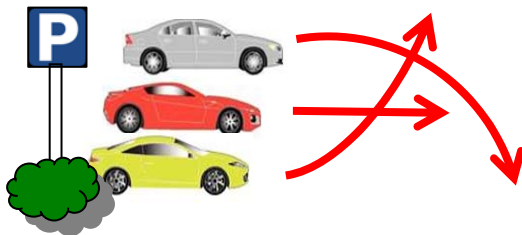
1. 一般道 基本的には同じ車線では同じ方向

一般道 ⇒ 基本的に同じ車線では同じ方向へ



2. 駐車場 車両の動きが不規則

駐車場 ⇒ 車両の動きが不規則



駐車場事故の原因（ヒューマンエラー）

駐車場での事故要因としては、一般道では基本的に同じ車線では同じ方向に進もうとしているのに対して、駐車場内では車両の動きが不規則であるという、駐車場特有の要因が考えられます。それに加え、下記のような「運転者側の人的要因」があると考えられます。

1. 一つのことに神経が集中し、他のことへの注意が不足しがち

- 駐車スペースを探すことに集中し、周りの車や人の動きなどを把握しないままの運転
- 後方に注意するあまり、左右の側方間隔がおろそかになる。
- バックが苦手な安全確認する余裕がない。

2. あせりや急ぎのあまり安全確認がおろそかに

- 空いているスペースに早く止めたい、また、早く出たいという気のあせりから、安全確認が不十分なまま運転してしまう。

3. 油断や慣れのための安全確認不十分

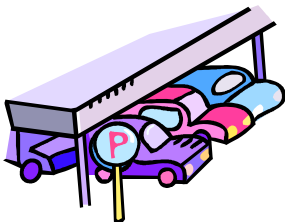
- いつも使う駐車場でつい、といった慣れやマンネリ化のために十分な安全確認がおろそかになってしまう。
- 公道ではないので大丈夫だと思い込んでいる。
- 他の車も停車しているので、公道を走るより楽だと思っている。

4. 障害物となる構造物（特に上方）に気づかない

- 看板やゲートなどの構造物（特に普段は気にすることが少ない上方の構造物）への注意がおろそかになってしまう。

5. いつもと違う行動のために安全確認が不十分に

- いつもと違う不慣れな行動のため、安全確認の余裕がない。



(参考) 駐車場での事故防止のポイント

駐車場での事故防止のポイントとしては、次のようなことが考えられます。駐車場内の事故防止対策の参考としてください。

1. 構内に入るときは

- 構内に入るときの合図は早めに行く
- 歩道を横切って駐車場に入るときは、歩道を通行する自転車・歩行者に注意する

2. 駐車場内では

- 徐行運転（時速10キロ以下）する
- 走行順路は守る
- 一時停止ラインでは、必ず一時停止する
- 駐車場所を探すことだけに注意を奪われず、他車や歩行者・自転車の動きに目を配る

3. 駐車するとき

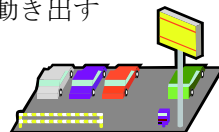
- 駐車車両の間に自車を駐車させる場合は、側方間隔に注意する
- 上方にも注意する（駐車場内の工作物など）
- 斜め駐車は事故のもと
- 隣の駐車車両との側方間隔をつめすぎない

4. 駐車場から出るときは

- 歩道や路側帯の状況を確認する
※車道走行中の車だけに注意が行きがち、歩道や路側帯を進行する自転車・歩行者を見落とさない
- 走行車両が停止して、進路を譲ってもらってもすぐに進行せず、譲ってくれた車両の側方を確認する
※譲ってくれた車両の脇を走行する車両・自転車・歩行者に注意

5. その他（駐車場の入出時にバックする場合）

- ギヤを入れてすぐに動かず、一呼吸おいてから動き出す
- 人の歩く速度（時速4キロ）で進行
- 確認はミラーと目視両方で



駐車場での事故の防止は、安全確認をきちんと行うよう促すことが重要

(参考) 機械式立体駐車場での事故

【機械式駐車場の事故例】

1. 運転者が機械式立体駐車場のパレットを地下から上昇させていたところ、このパレットに乗り移ろうとした運転者の子供（3歳）が転倒し、パレットと梁に挟まれ死亡した。
2. 駐車場内に、先に自動車を入庫した利用者がある状態で次の人が操作したため、先の利用者がパレットと機械装置に挟まれて大怪我をした。
3. 運転者は駐車場へ自動車を入庫し一旦駐車場外に出たが自動車の荷物を取りに再び駐車場に入った。これに操作者が気づかず作動させたため、運転者が頭部を挟まれ死亡した。
4. 操作者は、運転者が駐車場内から出たことを確認したものの、同乗者が駐車場内にいることを気づかず作動させたため、同乗者がパレットと床の間に挟まれ打撲した。
5. 駐車場の利用者が駐車装置を自ら操作して、駐車場のゲートを上昇させていたところ、運転者の子供（3歳）がゲートに付属するチェーンに指を挟まれ切断した。
6. 利用者の子供（1歳）が駐車装置内にいることに気づかずに利用者が駐車装置の扉を閉め操作を行ったため、頭部を挟まれ死亡。

機械式立体駐車場での事故防止のため、駐車装置を操作する際の確認を徹底するよう促すことが必要。

1. 機械式立体駐車場で自動車を入出庫する際は、運転者以外は駐車場内に入らない。
2. 自動車の中に人が残っている場合もあることから、駐車装置を操作する際には、機械式立体駐車場の中に人がいないことを十分確認した上で操作する。
3. 駐車装置の操作中は装置からはなれず、また、子供が駐車場内に近づかないよう注意する。
4. 駐車装置の操作ボタンを器具などで固定し押し続けた状態にすることは絶対に行わない。



駐車場管理者へのご提案

1. 駐車場管理者の責任

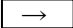
前述の通り、駐車場の管理者は、本来有すべき安全性を確保するような措置を講ずる責任がありますが、駐車場の管理が適切である場合であってもトラブルに巻き込まれるおそれがあります。駐車場内の事故を減少させ、また無用なトラブルに巻き込まれないような次のような対策を講じることが考えられます。

2. 駐車場事故防止のための管理者としての対策

(1) 駐車場内での事故状況の分析

駐車場内の事故の状況を掌握することにより事故の発生要因を分析する。

(2) 分析結果に基づき個別に対策を講ずる

- ①駐車場の出入り口付近での接触事故が多くはないか
 - ・ 出入り口のスペースは十分か
 - ・ 警備員の配置は必要ないか・十分か
- ②一部の地点に接触事故が集中していないか
 - ・ 見通しは十分か。カーブミラーの設置は必要ないか
 - ・ 店舗の玄関近くに事故が集中していないか。
店舗入り口付近に駐車する車が集中するために事故が集中する場合は、玄関から離れた場所に駐車してもらう工夫が必要ではないか？
- ③施設物・他車との接触事故が多くはないか
 - ・ 施設物への注意喚起はしてあるか。
特に上方への注意は十分か？
 - ・ 街灯などが駐車スペースの邪魔になっていないか
 - ・ 駐車スペースに車止めはあるか？
 - ・ 駐車スペースのライン表示は明確になっているか
- ④車両の動きが不規則なための事故ではないか
 - ・ 場内を一方通行にして車両の流れに規則性を持たせられないか。
一方通行の  やラインを引くことも有効
 - ・ 車両の込み合う部分には、停止線や「止まれ」の表示が有効
- ⑤発進時にバックで通路に出たときに通行中の他車と接触するケースが多くないか
 - ・ 前進駐車を禁止してはどうか



(3) 事故防止の注意喚起を行う。

- ①駐車場の入り口や、事故が発生しやすい場所に「事故に注意」の注意喚起のぼり・ポスター等を設置してはどうか。
- ②24時間監視カメラを作動している旨の掲示を行うことにより運転者に事故防止意識を啓発してはどうか。

(4) 事故後のトラブル防止のために

事故後の当事者・管理者等の関係者の責任を明確にするために監視カメラによる24時間管理をお勧めしたい。
トラブル解決の一手段として映像を開示することも考えられる。

一般社団法人 日本損害保険協会東北支部

あいおいニッセイ同和損保 朝日火災 共栄火災 ジェイアイ
セコム損害保険 ソニー損保 損保ジャパン 東京海上日動
日新火災 日本興亜損保 富士火災 三井住友海上

【協力】日本損害保険代理業協会東北ブロック A I U エース